審査基準(申請に対する処分関係)

(新設)

			担当課	農産園芸課	検索番号	
		環境と調和のとれた食料システ				
法	法令名	ムの確立のための環境負荷低減	根拠条項	20-1, 22-1		
		事業活動の促進等に関する法律				
許認	可等	実施計画の変更の認定		_		

### (根拠規定)

○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律・第20条第1項(環境負荷低減事業活動実施計画の変更等)

前条第1項の認定を受けた農林漁業者は、当該認定に係る環境負荷低減事業活動実施計画を変更しようするときは、農林水産省令で定めるところにより、その認定をした都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りではない。

・第22条第1項(特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更等)

前条第1項の認定を受けた農林漁業者は、当該認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その認定をした都道府県知事の認定を受けなければならない。

ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りではない。

#### (許認可等の基準)

- ○愛媛県環境負荷低減事業活動の促進等の指針並びに愛媛県環境負荷低減事業活動実施計画認定 実施要領の制定について(令和5年3月15日付け愛媛県農林水産部長通知)認定実施要領第6 実施計画の変更手続き等に当たっては、前項1、2に定めるもののほか、第3、第4、第5 の規定に準じて行うものとする。
  - ・認定実施要領第5の1、2の規定
    - 1 知事は、実施計画の認定審査に当たっては、法第19条第5項及び法第21条第5項並びに基本方針、ガイドライン及び県指針に従い審査を行うものとする。
    - 2 実施計画の認定並びに定着促進の円滑化を図るため、別に定めるところにより審査班を設置し、申請のあった実施計画の内容の適合性を審査する。

# 【法第19条第5項及び法第21条第5項】

・法第19条第5項の規定

実施計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 1 同意基本計画に適合するものであり、かつ、当該環境負荷低減事業活動を確実に遂行するために適切なものであること。
- 2 当該環境負荷低減事業活動が環境負荷の低減及び当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するものであること。
- 3 当該環境負荷低減事業活動に農業改良資金融通法が含まれる場合には、同法第7条 の規定により同法第6条第1項の認定をすることができる場合に該当すること。
- ・法第21条第5項の規定

実施計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

1 同意基本計画に適合するものであり、かつ、当該特定環境負荷低減事業活動を確実

に遂行するために適切なものであること。

- 2 当該特定環境負荷低減事業活動が地域における環境負荷の低減の効果を相当程度高 めるものであると認められ、かつ、当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保 に資するものであること。
- 3 当該特定環境負荷低減事業活動に農業改良措置が含まれる場合には、農業改良資金 融通法第7条の規定により同法第6条第1項の認定をすることができる場合に該当 すること。

# 【基本方針 (環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針)】

- 第2の規定
  - 2 環境負荷低減事業活動は、以下の要件に適合したものとする。
  - (1) 農林漁業者が行う事業活動であること
  - (2) 環境負荷の低減を図るために行う法第2条第4項各号のいずれかに掲げる事業活動であること
  - (3) 農林漁業の持続性の確保に資するものであること
  - 3 環境負荷低減事業活動による環境負荷の低減に関する目標は、当該実施計画の実施により達成が見込まれるものであり、また、事業実施場所がその区域に含まれる基本計画(法第16条第1項に規定する「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」をいう。以下同じ。)の推進に資するよう、化学肥料及び化学農薬、燃油等の使用量、有機農業等の環境負荷の低減を図る取組の面積、温室効果ガスの排出量等適切な数値指標を用いて定めるものとする。
  - 4 環境負荷低減事業活動の実施期間は、5年間を目途に定めるものとする。
- ・第3の規定

特定環境負荷低減事業活動は、2戸又は2名以上の共同で実施する農林漁業者を基本的に想定しているが、一の個人又は法人が地域の実情からみて相当規模で環境負荷の低減に取り組む場合には、これも認定できるものとする。

### 【ガイドライン(環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン)】

・第4の3の規定

実施計画の認定審査に当たっては、法第19条第5項及び法第21条第5項並びに基本方針に則して行うものとし、具体的には、次に掲げる事項を勘案して判断することが望ましい

#### ①環境負荷低減事業活動実施計画

- ア 目標及び環境負荷低減事業活動の内容が、具体的かつ環境負荷の低減への寄与の観点から明確であって、同意基本計画の内容と整合的であること。また、目標が実現可能なものであること。
- イ 環境負荷低減事業活動を実施するために 適切 な実施期間が設定されていること。
- ウ 経営面積の概ね2分の1以上の面積で環境負荷低減事業活動に取り組む、環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が当該 農作物と同じ種類の農作物の作付面積の概ね2分の1以上を占めている など、農林漁業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。
- エ 環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農林水産物の付加価値の向上等、農林漁業による所得の維持又は向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。
- オ 導入する設備等が、目標及び環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。

- カ 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されて環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。
- キ 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。
- ク 環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の環境負荷低減事 業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大さ せるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。
- ケ 法第23条から第27条までの特例、法及び租税特別措置法に基づく課税の特例のいず れかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしているこ と。

## ②特定環境負荷低減事業活動実施計画

- ア 目標及び特定環境負荷低減事業活動の内容が、具体的かつ環境負荷の低減への寄与の 観点から明確であって、同意基本計画の内容と整合的であること。また、目標が実現 可能なものであること。
- イ 特定環境負荷低減事業活動を実施するために 適切な 実施期間が設定されていること。
- ウ 基本方針第三の1に基づき、集団又は相当規模で行われ、地域における環境負荷の低減の効果を高める取組と認められること。
- エ 経営面積の概ね2分の1以上の面積で特定環境負荷低減事業活動に取り組む、環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の概ね2分の1以上を占めているなど、農林漁業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。
- オ 特定環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農林水産 物の付加価値の向上等、農林漁業の所得の維持又は向上を図り、農林漁業の持続性の 確保に努めていること。
- カ 導入する設備等が、目標及び特定環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及 び規模となっていること。
- キ 特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、 その調達方法が適切であること。
- ク 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて特定 環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。また、自らの事業 活動の実施状況及び成果を確実に把握し、評価するための体制が整備されていること。
- ケ 特定環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境 負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。
- コ 法第23条から第30条までの特例、法及び租税特別措置法に基づく課税の特例のいず れかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしているこ と。

### 【指針 (愛媛県環境負荷低減事業活動の促進等の指針)】

「愛媛県栽培基準(愛媛県環境負荷低減事業活動の促進等に関する栽培基準)」を基準とし、化学肥料窒素成分量及び化学農薬使用成分数は、県栽培基準の70%以下とする。なお、慣行とは、地域における標準的な栽培基準とする。

(その他)